小規模個人再生による再生計画変更

平成１９年（再イ）第１７７号

東京都昭島市武蔵野３丁目５番40―130号

再生債務者　村神　喜久

主文　本件変更再生計画案のとおりに再生計画を変更する。

平成22年３月10日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１号

岐阜県土岐市駄知町902番地の451

再生債務者　工藤　則幸

1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年３月30日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月13日から平成22年４月20日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（再ロ）第１１号

名古屋市千種区南ヶ丘１丁目７番５号　南ヶ丘第２宿舎Ａ棟２号

再生債務者　佐々木廣行

1　決定年月日時　平成22年３月10日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年３月31日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月７日から平成22年４月14日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第１３号

岡山市南区箕島351番地７

再生債務者　森廣　孝徳

1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年４月５日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月15日から平成22年４月26日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１００１４号

大阪府大阪市西成区千本南２―11―22

再生債務者　三浦　克仁

1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年４月６日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月20日から平成22年５月11日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第３号

秋田県横手市大森町上溝字末野109番地40

再生債務者　高橋　浩悦

1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年４月７日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月21日から平成22年５月12日まで

秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（再ロ）第１００１０号

茨城県桜川市岩瀬229番地４　ワタナベアパート東

再生債務者　渡邉ひろみ

1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年４月７日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月21日から平成22年５月12日まで

水戸地方裁判所

平成２２年（再ロ）第３号

広島県呉市広古新開１丁目７番43―101号

再生債務者　佐々木　誠

1　決定年月日時　平成22年３月10日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年４月８日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月15日から平成22年４月30日まで

広島地方裁判所呉支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１０１７３号

東京都世田谷区奥沢１―３―12―508

再生債務者　加藤　智史

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年３月25日まで

平成22年３月11日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０１号

大阪市都島区都島中通２丁目24番21号

再生債務者　手塚　正幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月10日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１０１５５号

東京都小平市上水南町３―７―10―６

再生債務者　小林　　毅

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月９日

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１７８号

千葉県印西市西の原３―４―５―306

再生債務者　春口　正道

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月10日

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１３号

埼玉県入間市高倉２丁目５番17号

再生債務者　高橋　正利

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月10日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再ロ）第４号

神奈川県伊勢原市沼目４丁目１番７号

再生債務者　佐藤　　一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月11日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２１年（再ロ）第６号

静岡県浜松市南区西町198番地の２

再生債務者　林　　孝浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月11日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２１年（再ロ）第４号

松江市矢田町469番地　雇用促進住宅１―408

再生債務者　原　規利子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月11日　　松江地方裁判所民事部

公告

合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.e-disclose.com/ir/soumag/

（乙）http://www.e-disclose.com/ir/soumag/

平成二十二年三月十九日

福島県南相馬市原町区青葉町二丁目三番地

（甲）相馬石油株式会社

代表取締役　渋佐　克之

福島県南相馬市原町区青葉町二丁目三番地

（乙）株式会社エネルギー生活市場

代表取締役　渋佐　克之